

令和 8 年度整備
君津市地域密着型サービス事業者公募要領
(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

令和 8 年 7 月

君津市

1 公募の目的

君津市では、君津市第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）に基づき介護基盤の整備を進めています。

本公募は、この計画に基づく次の地域密着型サービス事業の適正な整備・充実に向け、事業所を開設・運営する事業者を評価・選定するために実施するものです。

2 公募する事業内容

（1）公募する事業及び対象圏域等

事業の種類		整備数	定員	対象圏域
1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1事業所	－	市内全域

（2）開設時期

令和9年4月1日までに介護保険法に基づく事業者指定を受け、事業所を開設すること。

＊ 補助事業（入札・着工等）の着手は、令和8年度中となります。

3 応募要件等

応募する事業者は、次の要件等をすべて満たすことが必要です。

（1）応募要件

ア 法人格を有する事業者であること。

イ 介護保険法第78条の2第4項各号（指定地域密着型サービス事業者の指定に係る欠格事項）の規定に該当しない者であること。

ウ 法人及び法人代表者が国税、地方税を滞納していないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続がなされている者でないこと。

オ 役員等が、君津市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員又は暴力団員等でないこと。

カ 10年以上継続して定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業を実施できること。

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業開始後、10年未満で事業を停止し、又は廃止する場合は、補助金の返還の対象となります。

(2) 関係法令等

ア 次の条例及び規則に定める基準を満たし、市の指定を受けること。

- ・ 君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年君津市条例第 7 号）

- ・ 君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則（平成 25 年君津市規則第 4 号）

イ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）等の介護保険関係法令等の基準を満たしていること。

ウ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）等の関連する法令等の基準を満たしていること。

エ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）及び君津市景観条例（平成 30 年君津市条例第 37 号）を遵守し、土地の利用等にあたっては周囲の景観に配慮すること。

オ 次に掲げるもののほか、関係法令、君津市の関係条例等を遵守すること。

*** 関係機関や市担当課に事前相談を行い、当該計画の実現性について確認をしてください。**

(ア) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地でないこと。

(イ) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）に基づく農業振興地域整備計画に定められた農用地区域でないこと。

(ウ) 生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）に基づき定められた生産緑地地区でないこと。

(エ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域でないこと。

(オ) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づき指定された土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域でないこと。

(カ) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づき指定された保安林を含む地域でないこと。

4 補助金等

本補助金では、千葉県介護施設等整備事業交付金を財源として活用し、補助を行う予定です。ただし、当該交付金については、県予算の関係等により交付されない可能性、上限額が減額される可能性があります。君津市では、これらの交付金の採択、不採択に関わらず、市単独補助は行いませんので、資金計画等の策定にあたっては、補助金の不交付や上限額の減額を念頭におき、不交付や減額となった場合でも、十分に対応できる場合に限り応募してください。

なお、他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担、または補助されている場合は、本補助金の対象外となります。

また、本補助金を受けて取得する財産には、根抵当権の設定はできません。

※補助を受けて取得する財産に抵当権を設定する場合には、補助金交付申請時に千葉県に承認を受ける必要があります。

令和8年1月1日時点の千葉県の補助基準額等は以下のとおりです。（令和8年度整備の補助基準額等は、年度途中に変更になる場合があります。）

（1）施設整備費

サービス種別	交付金基準額（上限額）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1施設あたり7,330千円

※土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業（費用）は、対象外です。

※職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設にかかる事業（費用）は、対象外です。

（2）開設準備経費（備品購入、人件費等）

サービス種別	交付金基準額（上限額）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1施設あたり17,400千円

* 補助金の交付を受ける際は、補助内示後、施行業者の選定や契約等について、競争入札に付するなど、市が行う契約手続きに準拠することが条件となります。事前に建設業者を任意に決定することはできません。また、工事着手の時期については、市の指導に従っていただきます。

* 土砂災害特別警戒区域（災害レッドゾーン）及び土砂災害警戒区域（災害イエローゾーン）に該当する区域に施設の整備を行う場合は、原則、補助の対象となりません。

5 公募スケジュール

- | | |
|---------------------|----------------------------------|
| (1) 応募申込書類受付 | 令和8年7月17日（金）から
令和8年8月17日（月）まで |
| (2) 質問受付 | 令和8年7月17日（金）から
令和8年7月31日（金）まで |
| (3) 公募説明会 | 令和8年7月23日（木） |
| (4) 審査・選定（プロポーザル） | 令和8年8月28日（金）午前（予定） |
| (5) 介護保険運営協議会への意見聴取 | 令和8年9月上旬（予定） |
| (6) 整備予定事業者決定 | 令和8年9月中旬（予定） |
| (7) 施設整備 | 令和9年2月中に竣工 |
| (8) 指定申請書の提出 | 令和9年2月末までに必要書類を市に提出 |
| (9) 介護保険運営協議会への意見聴取 | 令和9年2月から3月までの間 |
| (10) 事業所指定（開所） | 令和9年4月1日まで |

※（4）（5）（6）は、時期が変更になる場合があります。

6 公募説明会

- | | |
|-----------|---|
| (1) 日 時 | 令和8年7月23日（木）午後3時から |
| (2) 場 所 | 君津市役所502会議室 |
| (3) 参加人数 | 1事業者（法人）2名まで |
| (4) 参加申込 | 応募する事業者は、令和8年7月22日（水）午後5時までに別紙1の「説明会参加申込書」を君津市福祉部介護保険課（以下、事務局という。）宛に電子メール又はFAXで提出してください。受信確認後、当日若しくは翌開庁日に電子メール等で申込受付を行った旨の連絡を行います。届かない場合はご連絡ください。 |
| (5) そ の 他 | <u>当日は、公募要領一式を持参してください。</u>
<u>公募説明会への参加は、応募の必須要件ではありません。</u> |

7 質問受付

- | | |
|----------|--|
| (1) 受付期間 | 令和8年7月17日（金）から令和8年7月31日（金）午後5時まで |
| (2) 質問方法 | 別紙2「質問票」を事務局宛に電子メールまたはFAXで提出してください。電話・窓口での質問や、受付期間終了後の質問には対応できません。
なお、参加事業者数・参加事業者名・選定委員等の評価に影響を及ぼすおそれがある質問の受付は行いません。 |

※質問ごとに質問票を使用の上、内容を簡潔に記入し、提出後に受信確認のため、事務局宛に電話をしてください。

- (3) 回 答 令和8年8月5日(水)までに電子メールまたはFAXで行います。
応募予定の全事業者に周知する必要があると判断したものについては、市ホームページにも掲載しますので、随時確認してください。
応募状況や他の応募者に関する情報については回答できません。

8 応募方法

- (1) 受付期間 令和8年7月17日(金)から令和8年8月17日(月)まで
(受付時間:午前9時から正午まで、午後1時から午後4時30分まで(土日・祝日を除く))

- (2) 提出方法 提出書類を事務局(君津市役所1階10番窓口)に直接持参してください。郵送、電子メール又はFAXでの提出は認めません。
※必ず事前に連絡の上、来庁してください。

- (3) 提出部数 ア 正本1部、副本(正本のコピー)7部
イ 正本の電子データをPDF形式で保存した電磁的記録媒体(CD-R又はDVD-R)1枚

(4) 提出書類の作成に係る留意事項

- ア 各様式について指定がない場合は、原則として令和8年7月1日現在で記入してください。
- イ 用紙サイズは原則A4判にしてください。ただし図面はA3判とし、A4サイズに折り込んでください。
- ウ 各様式を変更することはできません。
- エ 契約書類など応募書類の正本に原本の写しを提出する場合には、必ず代表者名で原本証明をしてください。

【例】

この写しは原本と相違ありません。 令和○年○月○日 法人名 ○○ ○○ 代表者 ○○ ○○
--

オ 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とします。

カ 正本・副本ともに、提出書類等一覧表(P 10、11)の順に並べ、様式番号順に A 版縦型フラットファイルに左 2 穴開け綴じとします（チューブファイル等の厚型・硬質のファイルは避けてください。）。

キ 正本・副本ともに、提出書類ごとにインデックス（様式番号又は添付資料名を表示）を付してください（※インデックスは、直接応募書類に付けず、必ず仕切紙につけてください。）。

ク 正本・副本のフラットファイルの表紙及び背表紙には、次のとおり「表題」「事業名」、「正本・副本の別」「法人名」等を記載してください。

ケ 正本 1 部と副本 7 部をそれぞれファイリングして提出してください。

【作成例】

<表紙>	<背表紙>
令和 8 年度整備 君津市地域密着型サービス 事業者応募書類 (定期巡回・随時対応型訪問介護 看護) (正本) 応募圏域：市内全域 <u>法人名</u>	令和 8 年度整備 君津市地域密着型サービス事業者応募書類 (正本) 法人名

9 審査・選定方法

(1) 審査・選定方法

ア 書類審査

書類審査については、事務局において、提出された応募書類の内容を確認し、応募要件等を満たしているかの審査を行います。応募要件等を満たしていない場合は、不合格となり、提案審査は行いません。

イ 提案審査（プレゼンテーション）

君津市地域密着型サービス施設等整備予定事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を開催し、書類審査において応募要件等を満たしていると判断した事業者を対象に、提案審査を行います。応募が1者の場合でもプレゼンテーションは実施します。

(ア) プレゼンテーション実施日 令和8年8月28日（金）午前（予定）

※日時や実施内容の詳細は、書類審査を通過した事業者に別途通知します。

(イ) 会 場 事務局が指定する場所

(ウ) 発表等 1事業者につき、準備5分、プレゼンテーション20分以内、質疑応答15分程度とします。

・選定委員会は非公開とします。

・提案審査においては、選定委員が、別に定める審査基準に基づき、応募書類の内容、プレゼンテーション、質疑応答内容を総合的に評価、審査します。提案審査の採点において、選定委員全員の採点の合計が「提案審査に出席した選定委員数×200点（満点）」の6割未満の場合は、整備予定事業者となりません。6割以上の事業者について順位付けの判定を行います。

・プレゼンテーションの際にパソコン等を使用する場合は、事務局へ事前に連絡してください。

・出席できるのは3名までとし、応募事業者（法人）の代表者、役員及び従業者、設計監理者のみとします。協力会社等は出席できません。

・2者以上の応募があり、評価が同点の場合は、選定委員会で協議し、委員長が決することとします。

(2) 選定結果等

ア 選定委員会での審査を踏まえ、君津市介護保険運営協議会の意見聴取をしたうえで、市長が決定します。

イ 選定結果については、選定した事業者名、事業概要等を市ホームページで公表します。選定事業者以外の応募事業者に関する情報は公表しません。

ウ 審査内容等の選定経過についてのお問い合わせには、応じません。

10 その他留意事項

(1) 費用負担

提出書類の作成等、応募に要する費用は、事業者の選考の可否に関わらず、全て応募者の負担となります。また、選考されなかったことによる一切の損害等について、君津市が責任を負うものではありません。

(2) 応募書類の取扱い

ア 提出書類は、理由を問わず返却いたしません。

イ 受付期間を過ぎてからの書類の差し替え及び追加は、原則認めません。ただし、本市の指示により書類の修正・追加する場合は除きます。また、事実関係の記載に誤りがあり、適正な審査を受ける上で訂正が必要な場合は、直ちに本市に連絡してください。

(3) 禁止事項、欠格事項等

次の各号のいずれかに該当した場合は、応募または選考結果を無効とします。

ア 審査の結果、応募資格がないと選定委員会が認めた事業者の場合。

イ 応募事業者及びその関係者が選定委員会の審査前に、市長又は選定委員に対し、本公募に関して、直接、間接を問わず連絡を求めた、または接触したことが明らかになった場合。

ウ 応募書類に虚偽の記載がある等、虚偽又は不正による申請が明らかになった場合。

エ 提案内容・事業運営に関し法令違反が明らかになった場合。

オ 本市が必要に応じ提出を求めた書類等の提出を正当な理由なく拒んだ場合。

カ 前各号に定めるもののほか、応募及び提案にあたり、著しく信義に反する行為等、選定委員会の委員長が失格であると認めた場合。

(4) 留意事項

ア 応募者は、応募書類の提出をもって、応募条件等の公募内容を承諾したものとみなします。

イ 審査の結果、整備予定事業者を「なし」とする場合があります。

ウ 選定委員会により整備予定事業者として選定された後に、以下のような事態が発生した場合は、選定結果を取り消す場合があります。なお、選定結果を取り消した場合の損害については、本市は一切の責任を負いません。

(ア) 虚偽その他不正な応募が発覚した場合。

(イ) 必要な許認可を取得できない場合（地域密着型サービス事業所の指定に係る人員・設備・運営基準等を満たせず、事業実施が見込めない場合を含む）。

- (ウ) 資金計画に大幅な変更が生じた場合。
- (エ) 正当な理由なく整備スケジュールに著しい遅延が生じた場合。
- (オ) 事業計画に変更が生じた場合（施設定員や計画地の変更、本要領に適合しない変更等）。
- (カ) その他、事業執行上の重大な支障が発生した場合。

エ 整備予定事業者として選考された後に、事業者の責めに帰すべき理由により、選考を辞退すること又は介護保険法上の指定を受ける要件を満たさない場合は、本市の行政計画に大きな支障を来すことになるため、原則として次回の応募は認めません。

オ 本公募による決定は、地域密着型サービス事業者の指定を確定したものではありません。事業者の指定には、事業所の開設前に事業者の指定申請が必要です。

カ 今回の応募にあたって提出した提案内容について、整備予定事業者として選定された後に変更することは原則として認めませんので、計画内容を十分精査したうえで応募してください。

キ この事業の運営にあたっては、地域住民との連携及び協力が必要です。開設予定地の地域住民（自治会等）や隣接地権者等へ、建物と事業内容等についての説明を必ず行い、事前に十分な理解を求めるとともに、地元説明実施状況（様式１２）を提出してください。また、説明に使用した資料を添付してください。

なお、今回の応募に際して地域住民等へ説明を行う場合は、「君津市の事業者公募に応募し、整備予定事業者として決定されることが条件であるため、事業化されない場合がある」旨を資料等に記載するなど、地域住民への誤解を招かないように注意してください。ポスティング等のみの説明や説明の未実施は認められません。

※事業者と土地所有者、地域住民、その他関係者間のトラブルについて、君津市は、いかなる損害賠償請求や求償その他一切の責任を負いません。

ク 応募を辞退する場合は、提案審査（プレゼンテーション）実施日の前日までに、応募辞退届（別紙３）を事務局（君津市役所１階１０番窓口）に持参、または郵送で提出してください。（郵送する場合は、上記期間内に必着。）

ケ 応募申込書類の中に、位置図・建物配置図・各階平面図・立面図がなかった場合は、書類審査を通過することはできません。

コ 応募申込書類の中に、誤字や脱字が多数ある場合には、提案審査の際に、減点することがあります。

サ 審査の必要上、提出書類の内容を確認するための聞き取りや追加の書類提出、調査等を行うことがあります。

シ 本要領に定めのない事項については、公平性等を考慮の上、適宜、本市が判断するものとします。

提出書類等一覧表

1 応募前に関するもの

- (1) 説明会参加申込書〔別紙1〕
- (2) 質問票〔別紙2〕

2 応募に関するもの

N0	項 目	備 考	書 式
1	地域密着型サービス事業者応募申込書		様式1
2	定款	最新のもの	
3	法人登記簿謄本（登記事項証明書）	応募申込書の提出日前3か月以内に発行されたもの	
4	印鑑証明書	応募申込書の提出日前3か月以内に発行されたもの	
5	応募事業者（法人）概要書	応募事業者（法人）の概要、介護サービス事業における実績	様式2
6	代表者・管理者（予定者）経歴書		様式3
7	誓約書		様式4
8	国税、地方税の納税証明書 <u>◎法人</u> ・国税（法人税、消費税及び地方消費税） ・都道府県税（法人都道府県民税、法人事業税） ・市町村税（法人市町村民税、固定資産税） <u>◎代表者</u> ・国税（所得税） ・市町村税（市町村民税、固定資産税）	<u>直近3年間分</u> 、応募申込書の提出日前3か月以内に発行されたもの（法人にあつては法人所在地の納税証明書）。ただし、納税義務がない法人・代表者については、「納税義務がない旨の申出書（様式自由）」を提出してください。	
9	法人の財務状況に関する書類	直近3年間分の損益計算書、貸借対照表	
10	預金残高証明書	直近1か月以内に発行されたもの	
11	指導監査の結果等に関する書類	直近3年間分の指導監査結果通知書及び法人提出の改善報告書の写し	
12	事業所の運営方針等		様式5
13	事業所の概要	1人の職員が3つ以上の職務を兼務する場合は、職務の遂行が困難とみなします。	様式6
14	施設予定地及び建物の状況		様式7
15	公図の写し	応募申込書の提出日前3カ月以内に発行されたもの。 公図の写しには、該当する敷地の土地の筆をマーカー等で明示すること。	
16	土地の概況写真	建設予定地を周囲4方向から撮影したもの。撮影日を記載すること。	
17	位置図、建物配置図・各階平面図・立面図	平面図には、主要な部屋の面積と廊下幅（内法寸法）を記載すること。 ※設計段階で「君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関	

		する基準を定める規則」等を確認し、施設に必要なスペースを確保するようにしてください。	
18	土地・建物に係る権利関係が明らかにできる書類（登記事項証明書（全部事項証明書）、契約書（確約書）の写しなど）	・土地、建物の登記事項証明書（全部事項証明書）（応募申込書の提出日前3か月以内に発行されたもの） ・借地、売買契約（確約）書の写し等 ※借地、借家の場合は、当該事業の存続に必要な期間の地上権または賃借権を30年程度設定していること。	
19	事業スケジュール	開設までのスケジュールを整備年度に合わせ、指定年月を踏まえて作成すること。令和9年2月末までに竣工できるよう計画してください。	様式8
20	資金計画書	事業費の財源内訳 ・事業費欄の合計額と資金計画欄の合計額は、一致するようにしてください。 ・事業費欄の「建築・設備費」の合計額と資金計画欄の「建築・設備費」の合計額は一致するようにしてください。また、事業費欄の「用地取得費」と資金計画欄の「用地取得費」の合計額、事業費欄の「運転資金」と資金計画欄の「運転資金」の合計額もそれぞれ一致するようにしてください。	様式9
21	収支予算	収支見込予算シミュレーション ・初年度は、様式10-2「1年目 年間収支一覧表」を作成すること。 ・様式10-1と様式10-2の間に、内容の齟齬がないように注意してください。	様式10-1 様式10-2
22	人件費（職員）内訳	初年度の人件費内訳を作成すること	様式11
23	地元説明実施状況		様式12
24	応募事業者（法人）の事業内容等が分かるパンフレット等		

＊ その他書類の作成等については、5ページ「8 応募方法（3）（4）」をご覧ください。

3 その他 応募辞退届〔別紙3〕

【問い合わせ先】

〒299-1192 君津市久保2丁目13番1号
 君津市福祉部介護保険課介護推進係
 担 当：鈴木、渡會、山中
 電 話：（0439）56-1736
 F A X：（0439）56-1220
 E-mail：kaigo@city.kimitsu.lg.jp